

**個人情報ファイル簿（単票）**

1	個人情報ファイルの名称	個人番号カード集計表	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚別区市民部戸籍住民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	個人番号カードの事前作業管理及び交付済統計処理のため	
5	記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 住所、4 ハガキ番号、5 カード到着日、6 ハガキ発送日、7 カード交付日、8 督促日、9 廃棄日、10 回収日、11 カードセンター送付日	
6	記録範囲	厚別区に住民票又は除票がありかつ個人番号カードの交付申請を行い、完成したカードが厚別区役所に到着した者	
7	記録情報の収集方法	個人番号カードの送付用リストからの転記及びこれに伴う住民票閲覧	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課	
		（所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）厚別区市民部戸籍住民課	
		（所在地）〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	—	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
19	備考		

個人情報ファイル簿（単票）

1	個人情報ファイルの名称	転入事前連絡者リスト	
2	行政機関等の名称	札幌市長	
3	個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	厚別区市民部戸籍住民課	
4	個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく事務を行うため	
5	記録項目	1 受付項目、2 カテゴリ名称、3 制度名称、4 制度バージョン、5 手続コード、6 手続名称及び通称、7 手続バージョン、8 サービス提供者コード及び名称、9 申請ステータスコード及び名称、10 申請日時、11 添付ファイル数及び名称、12 申請者に関する情報（電話番号、メールアドレス、氏名（漢字及びカナ）、生年月日、性別、現住所及び郵便番号）、13 引っ越しに関する情報（現在の住所、引っ越し先の新住所）14 異動者情報（氏名（漢字及びカナ）、生年月日）※異動者数に応じて異動者情報が人数分記載される。	
6	記録範囲	マイナポータルを利用して転入等の事前連絡を札幌市厚別区に行った者	
7	記録情報の収集方法	マイナポータルの申請管理サーバから入手	
8	要配慮個人情報が含まれるときはその旨	含まない	
9	記録情報の経常的提供先	なし	
10	開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名称）総務局行政部行政情報課 （所在地）〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目	
11	訂正又は利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	なし	
12	個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） <input type="checkbox"/> 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
13	行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	該当	
14	行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（名称）厚別区市民部戸籍住民課 （所在地）〒004-8612 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目3-2	
15	行政機関等匿名加工情報の概要	-	
16	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	-	
17	作成された行政機関等匿名加工情報に関する提	-	

	案をすることができる期間	
18	記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
19	備考	